

議員提出条例の改正案の提出に関する取扱いについて

(平成 27 年 6 月 8 日代表者会議決定)

議員提出条例の改正案の提出については、次のとおり取り扱うこととする。

(1) 議員提出条例 (政策条例) について、議会又は執行部のどちらが改正案の提出を行うかについては、正副議長が判断する。

なお、判断に当たっては、これまでの事例を踏まえ、法令改正に伴う規定の整備など形式的な変更による場合には、執行部に改正案を提出してもらい、判断が難しい場合には、代表者会議で協議する。

(2) 正副議長が判断したときは、その結果を代表者会議の場で報告する。